

第 1 編

総 則

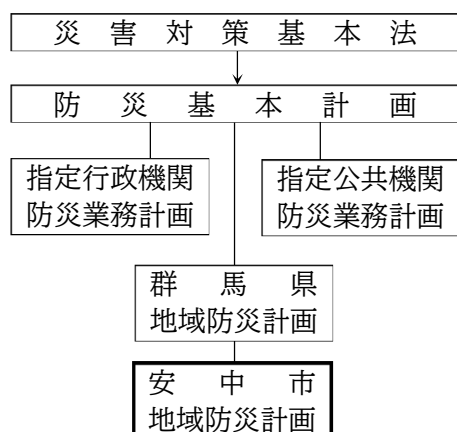
第1節 計画の目的

1 計画の目的

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、安中市防災会議が作成する計画であって、市、県、防災関係機関、市民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る風水害、雪害、地震、火山災害、事故災害及び火災に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

これら大規模な災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、市土及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、住民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指していく。



・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいえるべきものである。
（災害対策基本法第34条及び第35条）

・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。
（災害対策基本法第36条から第39条まで）

・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。
（災害対策基本法第40条から第42条まで）

また、地域防災計画を補強する上で、行政機関が被災することを前提に、応急・復旧業務や優先的に継続する通常業務については安中市業務継続計画（BCP）を活用し、通常の業務水準の維持及び早期回復を図る。

(2) 安中市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「安中市国土強靱化地域計画」（令和4年3月）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、安中市国土強靱化地域計画の基本目標である、いかなる災害等が発生しようとも、

- ア 人命の保護が最大限図られること
- イ 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ウ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- エ 迅速な復旧・復興

を踏まえ、安中市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

2 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ、市土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策

を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限度にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、県、市、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれが果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緻密な連携を図るものとする。併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階の基本理念は以下のとおりである。

(1) 周到かつ十分な災害予防

- ・災害の規模によって、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- ・起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、災害対策の改善を図ることとする。
- ・災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

- ・災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- ・被災者ニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる様々なニーズに適切に対応する。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- ・発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。市は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮し防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

- (1) 人口減少が進む中山間地域では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策を講ずる必要がある。
- (2) 高齢者（特に独居老人）、障害者、日本語を解せない外国籍住民等いわゆる避難行動要支援者の増加がみられる。これらについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において避難行動要支援者に配慮した細かな施策を他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
- (3) ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (4) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障害者、高齢者、子ど

も、妊産婦等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

- (5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

4 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害・雪害等対策編、第3編を震災対策編、第4編を火山災害対策編、第5編をその他の災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第6編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

5 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定される事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。また、策定・運用に関しては、住民及び自主防災組織が参加できる体制を構築する。

これら防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- ・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアルの定期的な点検
- ・他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

6 用語

この計画における用語の意義は、それぞれ次表に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
災害救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
水防法	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）をいう。
市防災会議	基本法第16条第6項の規定により、安中市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する組織をいう。
本部	基本法第23条の2第1項の規定により、市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安中市地域防災計画の定めるところにより市長が設置する安中市災害対策本部をいう。
本部長	基本法第23条の2第2項の規定により、市長をもって充てる安中市災害対策本部長をいう。
部等	安中市の市長部局の部、教育委員会事務局、市議会事務局及び安中消防署をいう。
県防災計画	基本法第40条の規定により、群馬県防災会議が作成する群馬県地域防災計画をいう。
市防災計画	基本法第42条の規定により、安中市防災会議が作成する安中市地域防災計画をいう。
防災関係機関	安中市防災会議条例（平成18年3月18日条例第23号）第3条に定める委員の属する機関をいう。
災害	基本法第2条第1号に定める災害をいう。
防災	基本法第2条第2号に定める防災をいう。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 安中市

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災に関する組織の整備に関すること。	9 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
2 防災に関する訓練に関すること。	10 施設及び設備の応急復旧に関すること。
3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。	11 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。	12 緊急輸送の確保に関すること。
5 予報・警報の伝達に関すること。	13 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。	14 災害復旧及び復興計画に関すること。
7 消防、水防その他の応急措置に関すること。	15 市防災会議に関すること。
8 被災者の救難、救助その他保護に関すること。	16 市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
高崎市等広域消防局 安中消防署 郷原分署 松井田分署	1 火災等に対する予防、防御及び拡大防止対策に関すること。 2 消防機材等の整備充実及び訓練に関すること。 3 災害時における人命救助に関すること。 4 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること。

3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。
関東管区行政評価 (群馬行政監視行政相談センター)	1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。 2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 3 特別行政相談所の開設に関すること。
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局 (前橋財務事務所)	1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 2 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。
関東信越厚生局	1 管内の被害状況の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。
群馬労働局	1 事業場における労働災害の防止に関すること。 2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 3 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東農政局 (群馬県拠点ほか)	1 災害予防 (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 2 災害応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 主要食糧の需給調整に関すること。 (4) 生鮮食料品等の供給に関すること。 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (6) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 3 災害復旧 (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (2) 被災農業者等に対する資金の融通に関すること。 4 その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
関東森林管理局 群馬森林管理署 松井田森林事務所	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること。 2 災害復旧用木材のあっせんに関すること。 3 林道の整備、保全及び復旧に関すること。 4 国有林野火災の予防に関すること。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関すること。 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対応に関すること。
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所、 利根川水系砂防事務所ほか)	管轄する河川・道路・砂防・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害時における情報連絡員の派遣 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。 4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等の支援（災害対策用建設機械等の貸し出しを含む）に関すること。
関東運輸局 (群馬運輸支局)	1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。 3 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
高崎公共職業安定所	1 災害時の労務のあっせんに関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
安中出張所	
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
国土地理院 関東地方測量部	1 地殻変動の監視に関すること。 2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。 4 災害教訓の伝承に関すること。

4 陸上自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第12旅団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関すること。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

5 群馬県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
安中警察署	1 災害時の公安警備に関すること。 2 警察通信の防護及び確保に関すること。 3 交通応急対策に関すること。 4 市の地域内の防災機関からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 5 県警本部及び周辺警察署との連携に関すること。 6 警察整備資機材の確保に関すること。
高崎行政県税事務所	1 県防災計画による西部地方部内の連絡に関すること。 2 災害関係職員の動員派遣に関すること。 3 気象予警報等の伝達に関すること。 4 高崎合同庁舎その他財産の災害対策に関すること。 5 市町村における災害対策の指導及び連絡調整に関すること。 6 緊急輸送車両の確認事務に関すること。
安中保健福祉事務所	1 災害時の医療、助産、防疫対策に関すること。
西部農業事務所	1 農漁業関係事業全般の災害対策に関すること。 2 災害時の農業生産技術の指導に関すること。 3 農業関連施設及び農作物の被害調査に関すること。 4 家畜関連施設の災害予防及び応急対策に関すること。 5 災害時の家畜の防疫に関すること。 6 家畜及び飼料作物の被害調査に関すること。 7 管内市町及び土地改良等関係団体への防災指導に関すること。 8 被災農業関連施設の早期復旧対策樹立に関すること。
安中土木事務所	1 防災行政無線による予警報等の伝達に関すること。 2 河川道路等公共土木施設の保全及び災害予防並びに応急対策に関すること。 3 管轄施設の被害調査に関すること。 4 被災施設の早期復旧に関すること。
西部教育事務所	1 災害救助用教科書等支給の協力に関すること。 2 災害時の応急教育及び指導に関すること。 3 教職員の確保及び調整に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	4 管轄施設被害調査に関する事。
西部環境森林事務所	1 災害時における、ごみ・し尿に係る応急対策の指導に関する事。

6 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便(株) (安中郵便局) (松井田郵便局)	1 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施に関する事。 2 被災郵政業務施設の復旧に関する事。 3 被災地域の地方公共団体に対する短期融資に関する事。 4 災害ボランティア口座の開設に関する事。
N T T 東日本(株) (群馬支店)	1 電気通信設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
(株)N T T ドコモ (群馬支店)	1 携帯電話設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
日本銀行 (前橋支店)	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事。
日本赤十字社 (群馬県支部) (安中市地区)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 2 救護所の開設及び運営に関する事。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 7 外国人の安否の調査に関する事。 8 広域医療搬送拠点及び広域医療搬送の運営に関する事。
日本放送協会 (前橋放送局)	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 放送施設に対する障害の排除に関する事。 5 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
東日本高速道路(株) (関東支社長野管理事務所、 高崎管理事務所)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事。 2 緊急交通路の確保に関する事。
独立行政法人 水資源機構	1 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)又は改築の実施に関する事。 2 水資源開発施設の保全(施設管理)に関する事。
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
日本通運(株) (群馬支店)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグリッド(株) (群馬総支社高崎支社)	1 電力施設の保安の確保に関する事。 2 電力の供給の確保に関する事。
東京ガス(株) (群馬支社)	1 ガス施設の保安の確保に関する事。 2 ガスの供給の確保に関する事。
量子科学技術研究開発機構 (高崎量子技術基盤研究所)	1 放射線に係る事故の予防及び応急対策に関する事。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(公社)群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
(公社)群馬県歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2 歯科治療等による身元確認作業の協力に関する事。
(公社)群馬県看護協会 安中地区支部	1 救急活動に必要な看護の確保に関する事。

(一社)群馬県LPガス協会安中支部	1 ガス設備の防災対策に関すること。 2 災害時におけるエルピーガス供給対策に関すること。
群馬県石油協同組合	1 石油等燃料の供給に関すること。
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送協力に関すること。 2 被災地の交通の確保に関すること。
(一社)群馬県トラック協会安中支部	1 災害時における救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送力の確保に関すること。
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
土地改良区	1 ため池、水門の防災管理に関すること。

8 安中市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
報道機関	1 災害思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
碓氷安中農業協同組合 碓氷川森林組合	1 市が行う農林水産関係の被害調査等応急対策の協力に関すること。 2 農産物及び林産物等の災害応急対策についての指導に関すること。 3 被災農林水産業者に対する融資又はそのあっせんに関すること。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 5 飼料、肥料等の確保対策に関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難の訓練に関すること。 2 被災時の収容者の収容保護に関すること。 3 災害時における負傷者等の医療、助産救助に関すること。
(一社)安中市医師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
安中・碓氷歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること。
安中市薬剤師会	1 医療救護活動に必要な医療品等の管理、調剤等に関すること。
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
安中市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する世帯更生資金の融資に関すること。 2 義援金品の募集、配分に関すること。
安中市商工会 安中市松井田商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望とりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救助用物資復旧資材の確保についての協力あっせんに関すること。
金融機関	1 被災事業者に対する資金の融資その他の緊急措置に関すること。
学校法人	1 避難施設の整備と訓練に関すること。 2 被災時における教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること。
危険物等施設の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関すること。 2 周辺住民の安全の確保に関すること。
(一社)群馬県建設業協会安中支部	1 災害救助及び応急復旧等に必要な人員並びに資機材及び物資の提供に関すること。
安中市柔道整復師会	1 傷病者に対する応急救護に関すること。
燃料取扱機関	1 石油類、プロパンガス等の防災管理に関すること。 2 災害時における燃料の供給に関すること。
区長会	1 市が行う災害救助等の防災管理に関すること。 2 義援金品の募集の協力に関すること。
防災重要施設管理者	1 災害予防体制の整備に関すること。 2 所管施設の防災応急処置の実施に関すること。 3 被災施設の災害復旧の実施に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
安中市女性防火クラブ	1 家庭から生ずる火災の発生の予防に関する事 2 地域における防災活動に関する事 3 消防署・消防団との連携・協力に関する事
自主防災組織及び町内会	1 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 2 地域の災害危険性の把握、点検 3 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進 4 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力 5 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） 6 自主防災リーダーの養成 7 自主防災活動、訓練の実施 8 災害関連情報等の収集、伝達 9 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力 10 災害時の避難所の自主運営 11 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力

第3節 本市の概況と災害記録

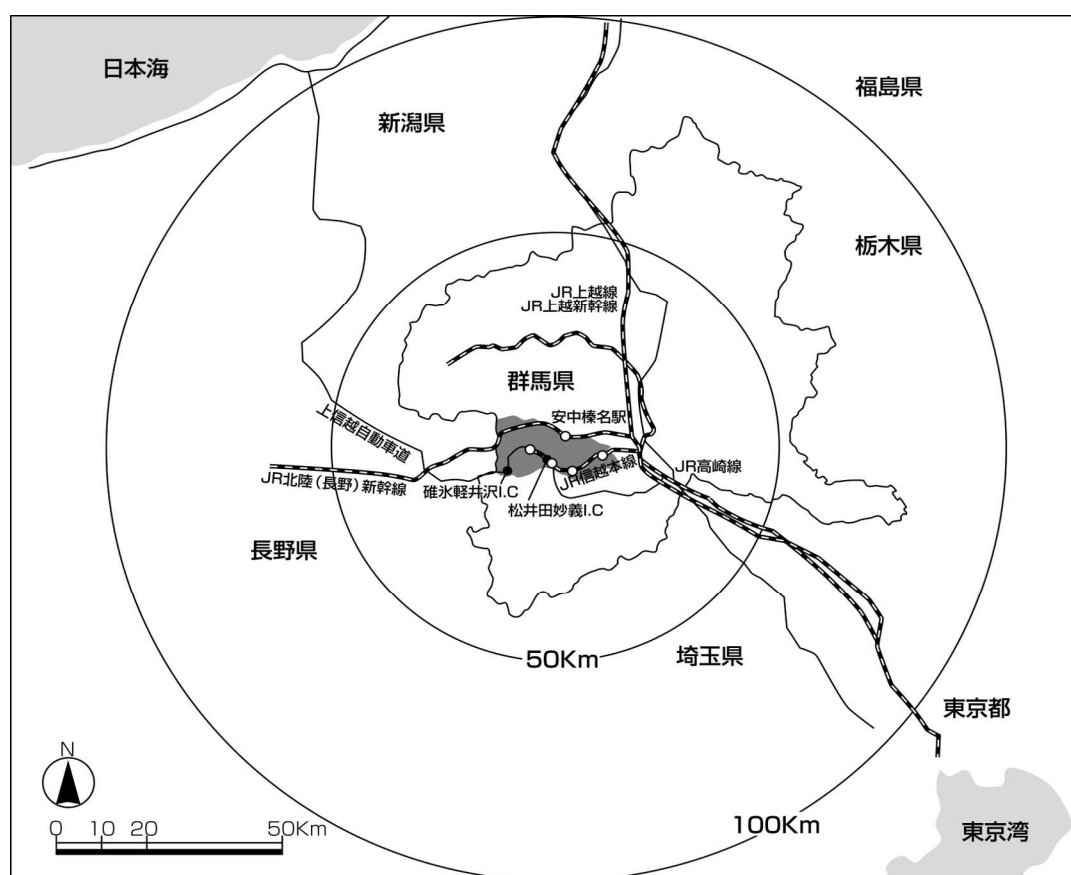
1 本市の概況

(1) 位置

本市は、群馬県の西部に位置し、北側と東側を高崎市、西側を長野県、南側を富岡市、下仁田町に接し、東京都心まで約120km（JR北陸（長野）新幹線の安中榛名駅より東京駅まで約1時間）の距離にある。

主な交通網としては、JR北陸（長野）新幹線、JR信越本線の2路線があり、本市にはJR北陸（長野）新幹線の安中榛名駅、また、JR信越本線の安中駅、磯部駅、松井田駅、西松井田駅、横川駅の5駅がある。また、道路としては、東西に上信越自動車道と国道18号が通り、本市には上信越自動車道の碓氷軽井沢、松井田妙義の2つのインターチェンジがある。

地形は西部に県境をなす碓氷峠、北部に榛名山、南部に妙義山を臨み、地域の中心を東西方向に碓氷川が流れ、丘陵地帯を形成している。



○位置（市役所）	東経138度53分／北緯36度19分
○標高（市役所）	海拔180m
○面積	276.31km ²

(2) 浅間山の地理的環境

群馬県と長野県の2県にまたがって位置し、頂上の噴火口は両県の境にあり、標高は2,568mである。日本の活火山の中でも頻繁に活動をくりかえす火山として有名であり、爆発型（ブルカノ式）の噴火が特徴である。

記録されている最古の噴火は685年で日本書紀に書かれている。1783（天明3年）の噴火は日本の火山噴火災害中最大級のものであり、現在の鬼押出し溶岩はその時の噴出物である。

【最近の噴火等】

○中噴火（爆発）（平成16年9月1日午後8時02分頃）

昭和58年4月8日以来21年ぶりに中噴火（爆発）が発生した。この噴火により浅間山周辺では、空振により窓ガラスが割れ、赤熱する噴石が中腹以上の範囲に飛散し、火口の北東6km付近に3cm程度の火山れきが飛散した。降灰は北東方向の嬬恋村をはじめ、県内、栃木県、福島県の一部に達し、浅間山周辺の市町村（嬬恋村、長野原町、片品村）では、降灰により農業被害が発生した。また、浅間山周辺の国道では通行規制が行われ、自主避難をした住民もいた。

○中噴火（爆発）（平成16年9月23、29日、11月14日）

中噴火（爆発）が発生し、浅間山周辺町村では降灰により農業被害が発生した。

この前後では、9月1日から12月9日までに2千回余りの小噴火やごく小規模な噴火が発生した。

○噴火警報（火口周辺）発表（平成20年8月8日午後3時00分）

噴火警戒レベルの引き上げ（1→2）

気象庁は、7月頃から火山性地震がやや多い状態で推移し、8月以降更に増加、火山活動が高まっていると考えられ、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があることから、噴火警戒レベルを1から2（火口周辺規制、概ね2km）に引き上げた。

その後、8月10日、11日、14日にごく小規模な噴火が計3回発生した。

○小噴火（平成21年2月2日午前1時51分頃）

噴火警戒レベルが引き上げられた翌2月2日には、小規模な噴火が発生し、大きな噴石が山頂火口の北西1～1.2km間に飛散し、噴煙は火口縁上2,000mに達して南東方向に流れ、長野県軽井沢町のほか、埼玉県、東京都、神奈川県など関東地方南部及び伊豆大島でも降灰が確認された。

その後、同年4月7日のレベル引き下げまでに「小規模の噴火」が1回、「ごく小規模な噴火」が8回発生した。さらに5月27日までに「ごく小規模な噴火」が4回発生した後は、噴火は発生していない。

（噴火警戒レベル3の表現については、2月3日午前9時30分に「火口から4kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性」に変更された。）

○噴火警報（火口周辺）発表（平成27年6月11日午後3時30分）

噴火警戒レベルの引き上げ（1→2）

気象庁は、4月下旬頃から火山性地震が多い状態で推移し、二酸化硫黄の放出量も増加、火山活動が高まっていると考えられ、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があることから、噴火警戒レベルを1から2（火口周辺規制、概ね2km）に引き上げた。

その後、6月16日、19日にごく小規模な噴火が計2回発生した。

○小規模噴火（令和元年8月7日午後10時08分頃）

平成27年6月19日以来4年ぶりに小規模な噴火が発生し、大きな噴石が山頂火口から200m程度に達し、噴煙は火口縁上1,800m以上に達して北方向に流れた。

噴火発生から2分後には、気象庁から噴火速報が発表された。

○小規模噴火（令和元年8月25日午後7時28分頃）

小規模な噴火が発生し、噴煙は火口縁上600mに達して東方向に流れた。

○噴火警報（火口周辺）発表（令和5年3月23日午後3時30分）

噴火警戒レベルの引き上げ（1→2）

気象庁は、山体の西側の膨張を示すと考えられる傾斜変動が認められ、また、山体浅部を震源とする火山性地震が増加、火山活動が高まっていると考えられ、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があることから、噴火警戒レベルを1から2（火口周辺規制、概ね2km）に引き上げた。

(3) 地目別の土地面積

本市の地目別の土地面積は次表のとおりである。

（令和2年：固定資産税概要調査）

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
276.31km ²	12.64km ²	34.20km ²	17.52km ²	121.79km ²	3.13km ²	87.03km ²
100%	4.57%	12.38%	6.34%	44.08%	1.13%	31.50%

(4) 気 象

本市は、いわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬期は「空っ風」が強く、4月から5月上旬にかけて晩霜があるのが特色である。

「空っ風」とは、一般的に山を越えて吹きつける下降気流のことを指す。西高東低の気圧配置によって大陸方面の冷たい空気が三国山脈で雪を降らせて水蒸気を失うと、その乾燥した空気が碓氷川や九十九川の溪谷に沿って吹きおろすため、西風となる。

また晩霜は、大陸に発達した移動性高気圧が東進し、この高気圧に覆われると無風で晴天になるため夜間の放射冷却が盛んになり、地表付近の蒸気が凍結することで発生する。霜害が起きる場所は、ほとんど限定されており、俗にいう霜場が存在する。これらは地形的に冷却した空気が停滞しやすいからである。

気温は、夏期冬期の一時期をのぞき全般的に温暖である。年間降雨量約1,000mmのうち、約50%を6・7・9月の降雨量が占めている。冬期は晴天が続く雨量が著しく少ないため、乾燥度は高いが全般的に良い気象条件である。

(5) 人口・世帯

人口は、令和2年現在で54,907人となっており、近年の推移はやや減少の傾向にある。地域別にみると、安中地区、松井田地区共に減少の傾向にある。

また、年齢3区分の人口推移をみると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口が共に減少の傾向にあり、一方で65歳以上の高齢者人口が増加の傾向にある。

人口推移 (人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	64,893	63,179	61,077	58,531	54,907
安中市	47,665	46,911	46,154	44,828	42,775
松井田町	17,228	16,268	14,923	13,703	12,132

年齢3区分人口の推移 (人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	64,893	63,179	61,077	58,531	54,907
15歳未満	9,588	8,522	7,578	6,466	5,510
15～64歳	41,392	39,124	36,556	32,834	29,336
65歳以上	13,910	15,533	16,859	18,934	19,753
年齢不詳	3	0	84	297	308

（各年国勢調査）

2 本市における火山噴火危険地区別人口及び施設の状況

地 区 名	世帯数	人 口			建物戸数
		男	女	計	
安中市松井田町霧積	1	1	2	3	1
安中市松井田町峠	0	0	0	0	8
安中市松井田町赤坂	4	3	3	6	7

(令和元年5月現在)

3 観光客の状況

施設名	年間 入込数	季節別入込数							
		春季(4～6)		夏季(7～9)		秋季(10～12)		冬季(1～3)	
		季間中	1日平均	季間中	1日平均	季間中	1日平均	季間中	1日平均
霧積温泉	2,354	565	6	731	8	664	7	394	4

(令和5年度)

4 過去の主な災害記録

(1) 旧安中市分

年号	年月日	記 録
明治	16年	中宿大火
	26年	大霜害のため養蚕等大被害
	29年	大霜害のため養蚕等大被害
	34年	谷津大火
	38年	上野尻大火
	41年	伝馬町大火
	42年	浅間山大噴火
	43年	中宿・板鼻浸水、堤防・橋梁流される 増水2m・寛保2年以来の出水
	44年	浅間山噴火による降灰のため養蚕不作
	大正6年	原市南横町61件焼ける
	10年	伝馬町本陣周辺焼失
	昭和元年	伝馬町大火
	3年	谷津坂下大火
	4年	伝馬町大火
	10年	秋間・後閑・東横野等大雨のため山崩れ洪水により被害甚大
	22年	カスリーン台風による被害
	23年	アイオン台風による大洪水
	24年	キティ台風による被害
	28年	各地大霜害により養蚕・作物不作
	30年	凍霜害のため麦不作
平成	31年	県下干害著し
	32年5月3・4日	凍霜害
	34年8月13日	台風第7号 被害・住宅全壊341.0坪・半壊881.8坪 田畑流失埋没3.2ha・山崩れ15箇所
	38年	集中豪雨 秋間・後閑地区被害甚大
	41年9月25日	台風第26号 上後閑被害甚大
	43年8月2日	集中豪雨 後閑地区被害甚大
	56年8月22日・23日	台風第15号 板鼻地区多数家屋浸水
	57年8月1日・2日	台風第10号 市内全域強風による被害甚大 家屋多数損壊
	63年8月23日 ～9月1日	集中豪雨 市内全域に被害 被害総額 701,279千円
	元年7月29日	集中豪雨 被害総額 43,267千円
	元年8月27日	台風第17号 被害総額 28,100千円
	元年9月8日	集中豪雨 被害総額 14,220千円
	3年8月31日	台風第14号 被害総額 65,090千円
	9年3月7日 ～3月9日	安中榛名山林火災 焼損面積 196.2ha (安中市97.4ha、榛名町98.8ha) 被害総額 370,165千円

第1編 総則 第3節 本市の概況と災害記録

年 号	年 月 日	記 録
		(安中市164,023千円、榛名町206,142千円)

(2) 旧松井田町分

年 号	年 月 日	記 録
明 治	25年	碓氷峠16号トンネル東口で土砂崩れ 死者4名
	26年	大霜害のため養蚕等大被害
	29年	大霜害のため養蚕等大被害
	43年	大水害により死者多数、田畑、橋など被害甚大 死者41名
	44年	浅間山噴火による降灰のため養蚕不作
大 正	14年	大火により役場等焼失
昭 和	6 年	坂本地内(宿内)火災
	10年	大水害により被害甚大 死者9名
	25年	大雨のため熊ノ平駅構内で土砂崩れ 死者50名
	28年	大霜害のため養蚕等大被害
	38年	松井田高等学校焼失
	59年	集中豪雨により上増田地内等で土砂崩れ等被害甚大
平 成	7 年 6 月	集中豪雨により西横野地内で農地の冠水等被害甚大
	9 年 6 月	台風第7号 碓氷峠で土砂崩れ 通行止が数か月に及ぶ

(3) 安中市分

年 号	年 月 日	記 録
平 成	19年9月	台風第9号 各地で土砂崩れや農地等被害甚大 霧積温泉地区に避難勧告発令
	26年2月	大雪により国道18号通行止め発生、農地等被害甚大(災害救助法適用)
	29 年 10 月 23 日	台風第21号 秋間相水谷津地内で土砂崩れ 住家2棟が一部損壊、非住家1棟が全壊 相水谷津地区12世帯44名に避難勧告発令
	31 年 1 月 3 日 ～ 1 月 4 日	松井田町坂本めがね橋北側で山林火災 焼損面積5.1ha
令 和	元年10月12日～13日	令和元年東日本台風(台風第19号)(災害救助法適用) 大雨特別警報(浸水害、土砂災害)発表 住家3棟が一部損壊(10%未満) 市内全域に避難勧告発令、また一部地域に避難指示(緊急)発令 自主避難所(本庁舎及び松井田庁舎)を含め、浸水のおそれのある避難所を除いた市内45カ所の避難所を開設

第4節 被害の想定

群馬県では、1995年の阪神・淡路大震災後、平成7～9年度（1995～1997年度）に地震被害想定調査を行ったが、阪神・淡路大震災以降、2004年新潟県中越地震、2007年新潟県中越沖地震、2008年岩手・宮城内陸地震、さらに2011年3月11日東北地方太平洋沖地震などの大規模地震が発生し、その後の災害調査の結果から多くの教訓や課題が明らかになった。これらを踏まえ、防災対策の強化・充実に役立てるため、前回調査を見直し、地震学・地震工学の進展に伴う新たな知見をもとに、平成23年度から平成24年度にかけて地震被害想定調査を行った。

この調査は、県内に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、県内各地の揺れや各種の被害、影響を科学的に予測するものである。以下にその概要を示すものである。

なお、平成23年度から平成24年度にかけて県が実施した地震被害想定調査では、関東平野北西縁断層帯主部（現「深谷断層帯・綾瀬川断層帯」以下に同じ。）による地震において、安中市では大きな揺れの発生が推定されている。詳細については「2 地震被害の想定（2）安中市の被害想定」を参照のこと。

1 想定した地震

本計画で想定する地震は、群馬県に大きな被害を与える可能性のある次の3つの地震とした。群馬県は、南部に関東平野北西縁断層帯、また北東部には片品川左岸断層があり、関東平野北西縁断層帯では断層帯に沿って微小地震活動が定常的にみられる。また片品川左岸断層地域では、定常的に小規模な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活発となっている。また2009年においては、太田市から桐生市にかけて渡良瀬川右岸に太田断層の存在が確認されている。なお、県は安中市付近に所在する磯部断層について、その評価を関東平野北西縁断層帯で代替できるとしている。

ただし、これらの地震の発生確率は、文部科学省地震調査研究推進本部によれば、今後30年以内に発生する確率が極めて低いか、あるいは、確率を算出するための十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

想定起震断層

想定地震	規模(M)	長さ(km)	幅(km)	上端深さ(km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	82	20	5
太田断層による地震	7.1	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	20	18	2

（平成24年6月 群馬県地震被害想定調査報告書）

(1) 前記の想定地震によって想定される被害は、下記のとおりである。この被害は、被害

・時刻	想定ケースの説明	風速
5 時	・ 大多数の人が住宅で就寝中に被災して、住宅の倒壊や家具の転倒などによる死傷者数が最も多くなるケース。 ・ 屋外滞留者数は少なくなる。 ・ 1995年兵庫県南部地震と同じ発生時間帯。	9 m/秒
12 時	・ 大多数の人が通勤・通学先に移動している平日・日中の平均的なケース。 ・ 住宅内の滞留者数は1日の中で最も少なくなる。	7 m/秒
18 時	・ 火気の使用が一年中で最も多く、地震による出火数や火災の被害が最も多くなる平日のケース。 ・ 3つのケースの中では、帰宅・移動などで屋外滞留者数が最も多くなる。	9 m/秒

風速については、過去 10 年間(2002-2011)の前橋地方気象台の観測記録をもとに、季節毎に強風(最悪)のケースを設定した。これは、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの想定地震を設定したことに準拠するものである。

ア 人的被害

【群馬県における被害予測結果】

項 目		想定地震ごとの被害			備 考
		関東平野 北西縁断層帯 主部	太田断層	片品川 左岸断層	
死 者	冬の5時 (風速9m/秒)	3,133人	1,133人	23人	
	夏の12時 (風速7m/秒)	2,297人	1,020人	9人	
	冬の18時 (風速9m/秒)	2,655人	1,054人	14人	
負傷者	冬の5時 (風速9m/秒)	17,743人	7,874人	85人	
	夏の12時 (風速7m/秒)	14,074人	6,454人	56人	
	冬の18時 (風速9m/秒)	15,109人	6,831人	72人	
避難者	冬の18時 (風速9m/秒)	①253,918人 ②543,589人 ③536,871人 ④340,820人 ⑤262,270人	①108,471人 ②244,864人 ③241,244人 ④149,389人 ⑤108,471人	①766人 ②766人 ③766人 ④766人 ⑤766人	①直後 ②1日後 ③2日後 ④4日後 ⑤1か月後
帰宅 困難者	冬の18時 (風速9m/秒)	146,100人	104,401人	0人	

【安中市における被害予測結果】

項 目		想定地震ごとの被害			備 考
		関東平野 北西縁断層帯 主部	太田断層	片品川 左岸断層	
死 者	冬の5時 (風速9m/秒)	463人	0人	0人	
	夏の12時 (風速7m/秒)	271人	0人	0人	
	冬の18時 (風速9m/秒)	320人	1人	0人	
負傷者	冬の5時 (風速9m/秒)	896人	2人	0人	
	夏の12時 (風速7m/秒)	689人	1人	0人	
	冬の18時 (風速9m/秒)	759人	7人	0人	
避難者	冬の18時 (風速9m/秒)	①20,817人 ②31,241人 ③31,111人 ④23,944人 ⑤21,431人	①2人 ②2人 ③2人 ④2人 ⑤2人	①0人 ②0人 ③0人 ④0人 ⑤0人	①直後 ②1日後 ③2日後 ④4日後 ⑤1か月後
帰宅 困難者	冬の18時 (風速9m/秒)	1,496人	0人	0人	

イ 物的被害

【群馬県における被害予測結果】

項 目			想定地震ごとの被害			備考
			関東平野 北西縁断層帯 主部	太田断層	片品川 左岸断層	
建物	全壊・半壊棟数合計		192,361棟	75,048棟	1,715棟	
火災	焼 失 棟 数		12,968棟	4,416棟	0棟	
ライフライン施設	上水道	断水世帯数	482,024世帯	217,423世帯	1,520世帯	
	下水道	被災人口	37,143人	15,773人	694人	
	都市ガス	供給停止戸数	51,840戸	29,657戸	0戸	
	L P ガス	被害件数	4,690件	2,343件	29件	
	電力施設	停電率	11.8%	4.7%	0.022%	
	通信施設	不通回線数	15,041回線	4,763回線	15回線	

注) 物的被害について、最も被害想定結果の大きい、冬の18時における数値を使用

【安中市における被害予測結果】

項 目			想定地震ごとの被害			備考
			関東平野 北西縁断層帯 主部	太田断層	片品川 左岸断層	
建物	全壊		8,736棟	0棟	0棟	
	半壊		11,065棟	2棟	0棟	
	全壊・半壊棟数合計		19,801棟	2棟	0棟	
火災	焼 失 棟 数		1,194棟	0棟	0棟	
ライフライン施設	上水道	断水世帯数	20,548世帯	0世帯	0世帯	
	下水道	被災人口	1,164人	58人	0人	
	都市ガス	供給停止戸数	0戸	0戸	0戸	
	L P ガス	被害件数	267件	0件	0件	
	電力施設	停電率	43.1%	0.0%	0.000%	
	通信施設	不通回線数	1,328回線	0回線	0回線	

(2) 安中市の被害想定

安中市の被害想定については、群馬県のメッシュ震度分布等の想定方法を参考にし、調査等を推進するものとする。なお、平成23年度から平成24年度にかけて県が実施した地震被害想定調査に準じた安中市地震被害想定結果は、以下の通りである。

ア 調査手法

県のメッシュ震度分布データを使用し、市内の揺れやすさを分析した。ケースとしては以下の三つを取り扱った。

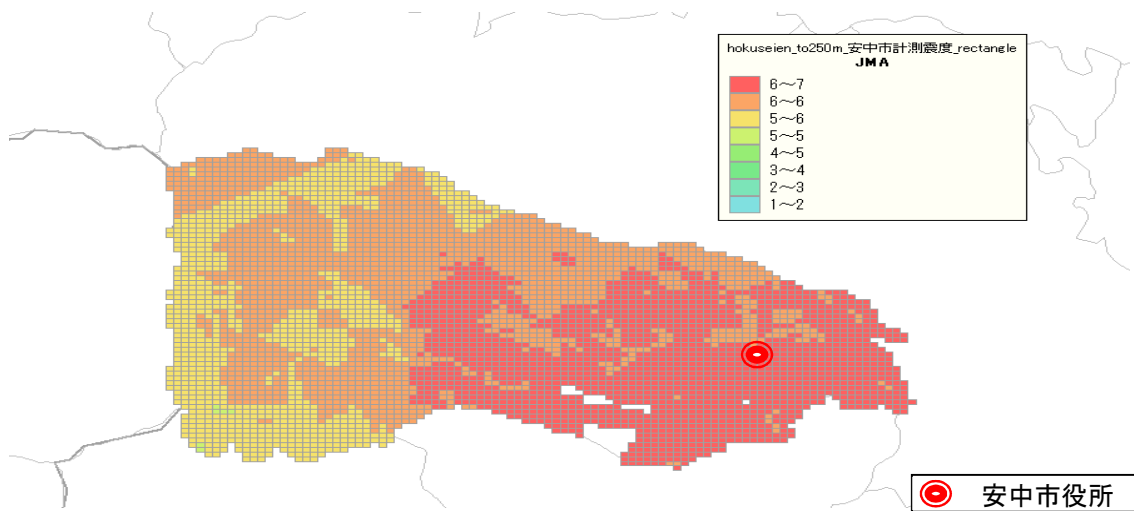
結果として、関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の場合で、大きな揺れが想定される。その他のケースでは、比較的大きな揺れが見られない。

イ 調査結果

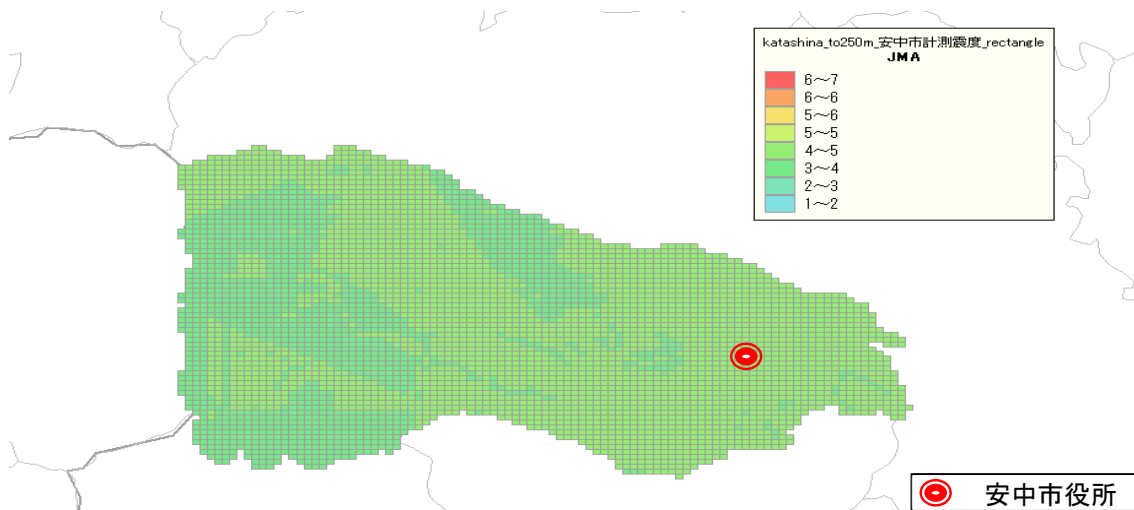
(ア) 関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の場合の安中市の地表震度分布

傾向として、全体として比較的大きな揺れが、特に、安中市役所付近の安中、原市、磯部地区が相対的に大きく揺れる。

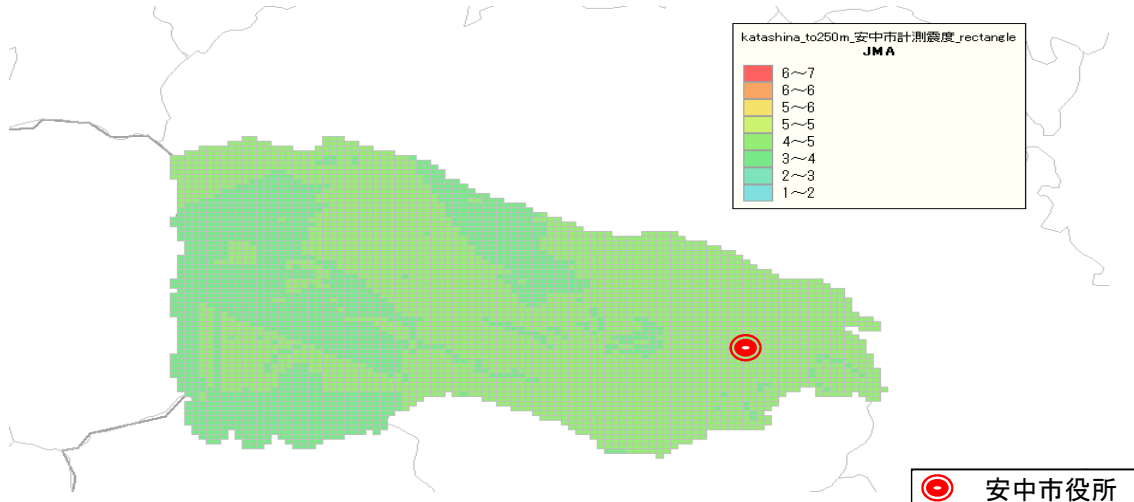
【関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の場合の安中市の地表震度分布】



- (イ) 片品川左岸断層による地震(M7.0)の場合の安中市の地表震度分布
傾向として、ほとんどの地域でそれほど大きな揺れは見られない。
【片品川左岸断層による地震(M7.0)の場合の安中市の地表震度分布】



- (ウ) 太田断層による地震(M7.1)の場合の安中市の地表震度分布
傾向として、ほとんどの地域でそれほど大きな揺れは見られない。
【太田断層による地震(M7.1)の場合の安中市の地表震度分布】



【(参考) 安中市の地震揺れやすさ分布】

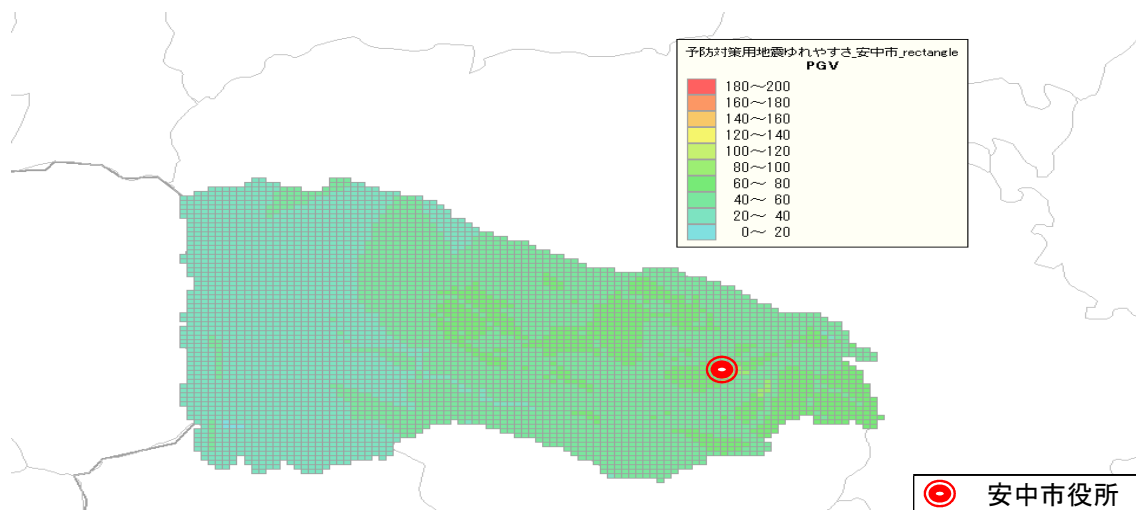
地震想定において、既知の活断層以外においても、地殻内の浅いところで発生する地震については、いつどこで発生するかわかっておらず、これまでも、内陸部の地震について、地表に活断層が特に認められていなかった場所でも M7 前後の地震が突然発生した事例が見られる。

そこで、群馬県では、中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」の報告に準じて、全国どこでも発生しうる地殻内の浅い場所で発生する地震を、地震防災対策上仮に設定した「予防対策用地震」（以下、「予防対策用地震」と略す。）として、県の全ての市町村で設定した。予防対策用地震の震源を、県内各市町村の役所・役場の直下とし、M6.9 の地震を生じる震源断層を仮定した。

震源断層の走向・傾斜において、群馬県では柏崎-銚子線を境に、南西と北東で活断層の分布傾向に違いが見られる。安中市も含めた県南西側は、関東平野北西縁断層帯主部の走向・傾斜（長期評価の 50～70° の内、浅い傾斜を採用）に準拠している。

揺れやすさ分布結果については、他の南西側に所在する市町同様、市域全般において揺れにくく、特に県西部では揺れにくさが更に高くなっていることが分かる。

	地震規模 (M)	断層深さ (km)	震源断層の 走向	震源断層の斜 (度)・ 向き	断層の種類	断層 上端深度 (km)	地震基盤 上面震度 (km)
安中市	6.9	17.4	120.0	50・南西傾斜	南西側隆起の逆断層	4	2



3 噴火（爆発）現象被害の想定

過去における事例の検討等から、浅間山噴火警戒レベルに対応する現象・被害としては、概略として資料 13-4 のとおり想定される。

4 むすび

群馬県においては大規模な地震や火山災害が発生しないという保障はなく、さらにそのような災害が発生すれば、本市においても、市民の生命、身体及び財産をはじめ社会インフラ等に大きな被害が発生することが明らかである。

本計画の策定に当たっては、この被害想定を基本に据えて各種対策を講ずるとともに、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図るよう努めるものとする。